

二 発端 労働紛議発生解決のルが其ノ状況左記ノ通り

一 紛議発生場所 城東區南砂町一ノ九四五番地

東京電解錫工業所

二 発生解決年月日

発生 昭和十三年四月十日 解決 同四月十四日

三 事業主側

(1) 名 稱 東京電解錫工業所

(2) 事業主 城東區南砂町一ノ九四五 山脇新造

(3) 事業種類 錫ノ採取

(4) 資本金 約一萬圓

(5) 企業系統 十

(6) 使用労働者数 十三名 (内女三名)

内 解 電 解 二 荷 送 男 四 溶 解 一 雜 役 男 三 女 三

(7) 労働賃銀 最高 月給 三三〇 最低 七〇 平均 一三三

(8) 退手制度及福利施設 十

(9) 事業主団体關係 十

四 労働者側

(1) 紛議参加人員 男九名

(2) 労働組合關係 十

五 争議発生ノ原因

標記工場ハ昨年五月ヨリ事業ク開始セルモノナルカ支那事變
關係ニ依リ一時非常ナル錫ノ昂騰ヲ見タルニ二月中旬ヨリ之
カ統制ノ為一時一量多三十円高ノモノ四月一日ニハ十五
下漲ニ之カ材料ニ協定相馬トナリタルニ入午困難トナリ又採算
上ニ材料(買入)三十五(協定價格)ニテ高ニ生シ而シテ一層
ノ錫下漲ヲ豫感シタル事業主四月十日臨時休業並ニ従業員ノ解雇ヲ
發表シタルニ依ル